

# 岡山県小児保健協会規約

## 第一章 総 則

第1条 本協会は岡山県小児保健協会と称し、日本小児保健協会岡山県支部であつて、事務所を岡山県保健福祉部健康推進課内に置く。

第2条 本協会は、小児保健に関する研究知識の普及を図り、もつて小児の福祉を増進することを目的とする。

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 1 小児保健に関する調査研究
- 2 小児保健福祉事業の連続奨励
- 3 学術集会、講習会等の開催
- 4 その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第二章 会 員

第4条 本協会の会員は、次のとおりとする。

- 1 普通会員 本協会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経て入会した者
- 2 賛助会員 本協会の趣旨に賛同し、事業を援助するために入会した団体

2 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

第5条 本協会に入会しようとするものは、その年度の会費を添えて、その旨の申込書を会長に提出しなければならない。

## 第三章 役 員

第6条 本協会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1 名
- 2 理 事 若干名
- 3 監 事 2 名

第7条 会長、理事及び監事は理事会で推薦し、総会の承認を得るものとする。

第8条 会長は、協会を代表し会務を統理する。

- 2 理事は理事会を構成し、会務執行に必要な事項を審議で決する。
- 3 会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した理事が、その職務を代理する。

4 監事はこの会の会計を監査する。

第9条 本協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べる。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 理事に欠員が生じた場合は理事会においてこれを補充し、総会において報告する。

3 補充により就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 本協会に監事若干名をおくことができる。

2 監事は、会長の委嘱により本協会の必要な会務を処理する。

## 第四章 会 議

第12条 会議は総会及び理事会の二種とし、会長がこれを召集する。

第13条 総会は年1回、理事会は必要に応じて会長が召集し、会議の議長は、会長がこれに当たる。

## 第五章 会 計

第14条 本協会の経費は、会費及び日本小児保健協会からの協会助成金及びその他の収入をもってあてる。

第15条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第六章 そ の 他

第16条 本協会規約の変更は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

第17条 本規約の定めのない事項については、会長が適宜処理するものとする。

## 附 則

本規約は平成6年4月1日から施行する。

## 附 則

本規約は平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

本規約は平成31年4月1日から施行する。